

下記の建設工事について次の通り一般競争入札を行うので、公告する。

平成29年6月8日

澁谷食品(株)代表取締役 澁谷伸一

記

工 事 発 注 表	
工 事 種 別	建築工事一式
工 事 名	澁谷食品株式会社九州工場 製造工場新築工事
工 事 場 所	鹿屋市 串良町細山田
入 札 方 法	一般競争入札
工 事 概 要	建物概要 鉄骨造平屋建て 床面積 2760.00㎡ 食品工場 工事概要 1)建築工事一式 2)電気設備工事一式 3)機械設備工事一式
工 期	平成29年8月1日～平成30年3月10日
発 注 区 分 ・ 条 件	以下の条件を満たしていること。 (1)過去に元請(単独又は共同企業体)で、延べ面積1500㎡以上の公共工事、 又は補助事業工事等の建築工事の実績を有するもの。
入札参加申込期限	平成29年6月16日(金)正午まで
入 札 参 加 申 込 先	〒893-1601 鹿屋市串良町細山田2351 澁谷食品株式会社九州工場
業 者 選 定 期 間	平成29年6月19日(月)～平成29年6月23日(金)
入札参加確認通知書送付期限	平成29年6月30日(金)

参加資格に関する事項	<p>(1)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する業者。</p> <p>(2)建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。</p> <p>(3)発注者が提示した条件等に適合するもの。</p> <p>(4)当該工事に建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。</p> <p>(5)手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者。</p> <p>(6)会社更生法に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(7)その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者。</p>
注 意 事 項	<p>(1)主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。)にあること。</p>